

情報個別審査会第2105号  
令和2年7月21日

林弘法律事務所  
弁護士 山中 理司 様

情報公開・個人情報保護審査会



### 理由説明書の送付及び意見書又は資料の提出について（通知）

下記1の諮問事件について、別添のとおり、当審査会に諮問庁から提出された理由説明書の写しを送付します。

また、あなたは、下記1の諮問事件について、情報公開・個人情報保護審査会設置法第111条の規定に基づき、当審査会に対し、意見書又は資料を提出することができますが、当審査会において、下記2のとおり提出期限を定めたので、通知します。

#### 記

##### 1 濟問事件

濟問番号：令和2年（行情）濟問第362号

事件名：特定地域滞在歴がある外国人等が行うおそれがあると認めるに足りる相当の理由があると認定された日本国の利益又は公安を害する行為として想定される行為の内容が書いてある文書の不開示決定（不存在）に関する件

##### 2 意見書又は資料の提出期限等

###### ① 提出期限

令和2年8月18日（火）

###### ② 提出方法

任意の様式により作成した書面を、持参するか、郵送又はファックスで情報公開・個人情報保護審査会事務局に提出してください。

また、提出された意見書又は資料は、情報公開・個人情報保護審査会設置法第13条第1項の規定による送付をし、又は同条第2項の規定による閲覧をさせることができますので、その適否についてのあなたのお考えを、別紙「提出する意見書又は資料の取扱いについて」に記入し、意見書又は資料に添付してください。

なお、別紙において、濟問庁に対し、送付をし、又は閲覧をさせることにつき「差支えがない」旨の回答のあった意見書又は資料については、調査審議の効率化、争点の明確化等の観点から、特段の事情のない限り、濟問庁に対し、その写しを送付することとしますので、御了承願います。

連絡先：総務省情報公開・個人情報保護審査会事務局

〒100-0014 東京都千代田区永田町1-11-39

永田町合同庁舎

連絡先：03-5501-2879

ファックス：03-3502-7350

## 提出する意見書又は資料の取扱いについて

情報公開・個人情報保護審査会 御中

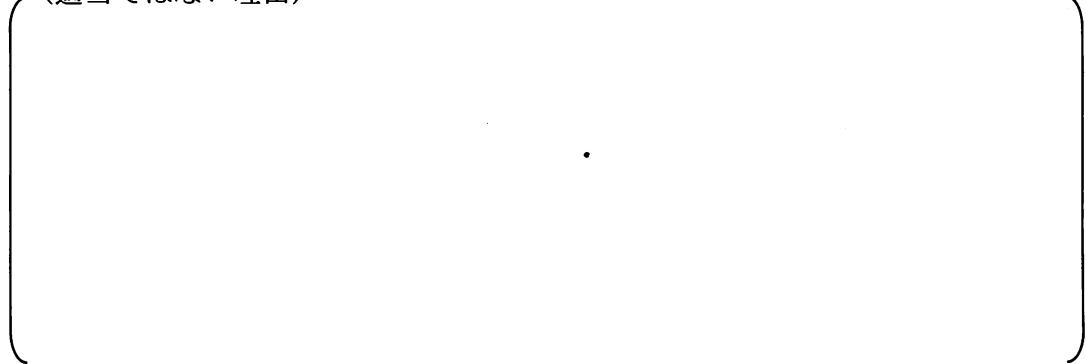
令和 年 月 日

(氏名) \_\_\_\_\_

この度情報公開・個人情報保護審査会に提出する意見書又は資料を、 請問庁に対し、 情報公開・個人情報保護審査会設置法第13条第1項の規定による送付をし、 又は同条第2項の規定による閲覧をさせることは、

- 差支えがない。  
 適当ではない。

(適当ではない理由)



## 理 由 説 明 書

### 1 本件経緯

審査請求人は、令和 2 年 3 月 6 日（法務省からの転送を受け同年 3 月 30 日受付）、出入国在留管理庁（以下「処分庁」という。）に対し、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成 11 年法律第 42 号。以下「法」という。）の規定に基づき、請求する対象を

「令和 2 年 1 月 31 日、本邦への上陸の申請日前 14 日以内に中華人民共和国湖北省における滞在歴がある外国人及び同省において発行された同国旅券を所持する外国人が行うおそれがあると認めるに足りる相当の理由があると法務大臣によって認定された、日本国の利益又は公安を害する行為として想定されている行為の内容が書いてある文書（法務省 HP に掲載されている文書は除く。）」

とする行政文書開示請求を行った。

当該開示請求に対し、処分庁は、対象文書となる文書を保有していないことから、不保有を理由に不開示決定（令和 2 年 5 月 29 日付け入管庁総第 910 号。以下「原処分」という。）をした。

本件は、この原処分について、令和 2 年 6 月 5 日、出入国在留管理庁長官に対して審査請求がなされたものである。

### 2 審査請求人の主張の要旨

審査請求人は、以下のとおり主張し、原処分の取消しを求めている。

（1） 谷垣禎一法務大臣は、平成 26 年 6 月 10 日の参議院法務委員会において、「入管法第 5 条第 1 項第 14 号、これは、日本国の利益又は公安を害する行為を行うおそれがあると認めるに足りる理由がある場合、入国を拒否することができるとなっております。ただ、この判断は個別の事案ごとになされるものと解されますし、当然のことながら、そうなると、対象となる外国人の属性であるとか、あるいは過去の入国履歴、それから活動状況、それから今度の入国に至るいろんな経緯、こういった諸事情を総合考慮して個別に判断することになると思います。どことこの団体に所属しているからということで一律に公安を害する行為を行うおそれがあると判断することは、必ずしも当を得ない場合が多いのではないかと思っております」との答弁を行っている。

(2) 前述した法務大臣答弁からすれば、新型コロナウイルス感染症対策としての入管法第5条第1項第14号に基づく上陸拒否についても、対象となる外国人の属性、過去の入国履歴、活動状況、入国に至るいろんな経緯といった諸事情を総合考慮して個別に判断する前提として、本件開示請求の対象文書が作成されているはずである。

(3) したがって、本件開示請求対象文書は存在する。

### 3 暗問庁（出入国在留管理庁長官）の考え方

(1) 新型コロナウイルス感染症感染拡大に伴う出入国管理及び難民認定法（以下「入管法」という。）第5条第1項第14号の取扱いについて

#### ア 概要

新型コロナウイルス感染症の感染が拡大し、無症状であっても、検査の結果、ウイルスへの感染が確認された者もいる中、我が国への流入を阻止するためには、包括的かつ機動的な水際対策を講じることが不可欠である。法務省においては、令和2年1月31日の閣議了解を経て、中華人民共和国湖北省における滞在歴がある外国人及び同省において発行された同国旅券を所持する外国人について、特段の事情がない限り、入管法第5条第1項第14号に該当する外国人であるとして、上陸拒否の措置を講じることとしており、その後も、累次の閣議了解及び政府対策本部における報告・公表を踏まえ、新型コロナウイルス感染症の感染が深刻な地域における滞在歴等がある外国人について、入管法第5条第1項第14号に基づき、上陸拒否の措置を講じることとしている。

#### イ 現在の具体的な運用状況

前述のとおり、今般の上陸拒否の措置については、新型コロナウイルスの感染者の特徴を踏まえて、感染の拡大を阻止するために、特定の地域に滞在歴のある外国人等について、包括的に上陸拒否の措置をとることとしたものであり、法務大臣が特定の行為について、日本国の利益又は公安を害するおそれがあるものとして認定するものではない。

(2) 本件開示請求に対し、処分庁において対象文書の探索を行ったものの、開示請求者が請求する「外国人が行うおそれがあると認めるに足りる相当の理由があると法務大臣によって認定された、日本国の利益又は公安

を害する行為として想定されている行為の内容が書いてある文書」に該当する文書は発見されなかった。

#### 4 結論

以上のとおり、本件審査請求は理由がないことから、原処分を維持し、審査請求を棄却することが相当である。